

## 池田町職員に対する外部の者からの働き掛けの取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職務に関して職員が働き掛けを受けた場合の取扱いについて必要な事項を定め、組織内の情報の共有、職員の職務執行における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町政に対する信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町長、副町長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 外部の者 公職にある者やかつて公職にあった者（その者の秘書、親族、代理人等を含む。）、法人その他の団体及びその関係者、その他の町民をいう。

### (対象)

第3条 この要綱が対象とする働き掛けは、職務に関して職員が外部者から受けた提言、依頼、要望、意見等のうち次に掲げるものをいう。

- (1) 町の方針と著しく異なるもの
  - (2) 公正中立な行政執行を阻害するおそれがあると判断できるもの
  - (3) 職員が職務上知り得た秘密を漏えいさせようとするもの
  - (4) 公務員倫理に反する行為となるおそれがあるもの
  - (5) 特定の法人、団体、個人等への便宜供与となる可能性のあるもの
  - (6) その他この要綱の目的のために特に必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる働き掛けは、対象としない。
- (1) 不特定の者が傍聴できる会議その他の公開の場でなされたもの
  - (2) 陳情書、要望、依頼書等の書面（電子メール、ファクシミリその他で文書化されたものを含む。）でなされたもの

### (不当な働き掛けを受けた職員の対応)

第4条 職員は、外部の者から不当な働き掛けを受けたときは、その旨を指摘するとともに、当該不当な働き掛けを撤回するよう促すものとする。この場合において、職員は、次に掲げる事項を併せて説明するものとする。

- (1) 不当な働き掛けを行った者の住所、氏名、当該不当な働き掛けの内容その他の当該不当な働き掛けに関する事項を書面に記録すること。
- (2) 前号の書面は、池田町情報公開条例（平成11年条例第9号）に基づく公開請求の対象となること及び公開等されること。

(働き掛けの記録)

第5条 職員は、不当な働き掛けが撤回されなかったときは、速やかに、外部の者の特定を行い、その内容について、別記様式「働き掛け記録票」(以下「記録票」という。)に記録するものとする。

(働き掛けの報告等)

第6条 働き掛けを受けた職員は、その内容について、記録票により所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項に規定する記録票を受けたときは、働き掛けを受けた職員にその状況を確認し、必要に応じて適切な対応を講じるとともに、総務課長に報告するものとする。この場合において、当該報告に係る案件が複数の課等に関係するときは、所属長は、あらかじめ、関係課等と協議しなければならない。

3 総務課長は、前項に規定する報告を受け、特に重要であると判断するときは、町長に報告しなければならない。

4 所属長は、働き掛けの内容が速やかに対応可能なものについては、第2項に記載する報告時にその対応内容を記載のうえ報告を行うものとする。

5 所属長は、働き掛けの内容が速やかに対応することが不可能なもの、又は複数の課等に関係するもの等は、その内容に応じて組織として必要な措置を講じるものとする。この場合において、第3項の報告は、まず、その対応方針を記載のうえ報告するものとし、後日、当該働き掛けに対する措置を講じた際に、追記欄にその内容を記載のうえ、再度最終報告を行うものとする。

(記録票の保存及び公開)

第7条 記録票は、総務課において3年間保存するものとする。

2 記録票は、池田町情報公開条例第2条第1号に定める公文書として取り扱うものとする。

(働き掛けの概要等の公表)

第8条 総務課長は、第6条第2項により記録票の写しが送付された働き掛けについて、定期的にその件数及び概要を公表するものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。